

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントレポート

今回のテーマ：我が国の法人税を俯瞰すると

政府税制調査会では法人税率引き下げを前提に租税特別措置の見直しが議論されています。

< 国税収入の内訳 >

	(億円)	%
所得税	139,924	31.8
消費税	103,504	23.6
法人税	97,583	22.2
その他	98,303	22.4
計	439,314	100.0

※ 財務省 2012 年度概要(収納額)

< 法人申告状況 >

	2012 年度	うち 大法人	うち 中小法人
法人数(千社)	2,985	30	2,955
黒字申告割合(%)	27.4	58.2	27.2
申告所得金額(億円)	451,874	309,734	142,140
法人税額総額(億円)	100,105		

※ 国税庁 2012 年度事務年報(申告状況)

国税収入金額と上記税額は納付時期等の差異

法人税率を1%引下げると4,500億円の減税になり国税収入が約1%減収となります。

法人数で1%に過ぎない大法人(資本金1億円以上)の申告所得金額が全体の2/3を占め、法人税額並びに国税収入に多大な影響を与えています。

< 主要10社の法人税試算 >

社名	経常利益 (億円)	法人税 (億円)	社名	経常利益 (億円)	法人税 (億円)
トヨタ	14,036	3,579	日産自	5,293	1,349
N T T	12,010	3,062	K D D I	5,144	1,311
N T T ドコモ	8,416	2,146	J T	5,095	1,299
国際石開帝石	7,181	1,831	ホンダ	4,888	1,246
ソフトバンク	6,532	1,665	日立	3,445	878
			計		18,366

※ 法人税：経常利益に法人税率25.5%を乗じた参考数値

主要10社の法人税だけで我が国の法人税収の20%弱を占めます。

< 主な租税特別措置の適用状況 >

適用税額(上位)	適用税額 (億円)	大法人 (億円)	中小法人 (億円)
試験研究に係る税額控除	3,952	3,669	283
貸倒引当金の特例	1,106	※1 1,063	43
中小企業等の法人税率の特例	1,106	—	993
特定資産の買換え等の課税の特例	888	613	275
特定目的会社に係る課税の特例 ※2	678	637	41
少額減価償却資産の損金算入の特例	617	3	614
その他	4,982	2,991	1,991
計	13,216	8,976	4,240

※1 貸倒引当金の特例：大法人の適用は主に金融・保険業の適用

※2 特定目的会社：資産流動化法に基き企業の債権・不動産などの証券化を目的に設立する会社

租税特別措置の適用を全廃しても法人税額は約13%増加するに過ぎません。

日本経済の成長には、日本のトップ企業を海外流出させず、海外から法人を呼び込めるように、法人税率の引き下げを含めた思い切った税制施策が不可欠です。

お見逃しなく！

法人税率を10%下げることによる減税額(4兆5,000億円)は、消費税率2%の増税額(4兆8,000億円)に相当するといわれています。